

釧根地方のコンブ漁業のあり方

増殖部 佐々木 茂

コンブ漁業（二年コンブの保護）

北海道で漁業対象となるのは、マコンブ、リシリコンブ、オニコンブ、ホソメコンブ、ミツイシコンブ、ナガコンブ、ガツガラコンブである。これらのうち、ホソメコンブ（一年寿命）を除く六種は二年あるいはそれ以上生存する多年生植物である。

本報告は、このうち、ナガコンブ、ガツガラコンブが漁業対象となっている釧路、根室地方のこれまでの漁業の形態と、漁業生物としてのコンブの生態知見が整理されたのでこれと対比して、今後の望ましいコンブ漁業のあり方について述べてみたい。

コンブ漁業の形態

コンブ漁業は第一種共同漁業権で組合がその権者となっている。漁業期間は一月一日から十二月三十一日となっており、この期間内で、行使規則により操業期間、釣り数などが総代会あるいは漁業権管理委員会で決定する。

釧路市東部漁業協同組合を例にすると次のとおりである。

一、釧路市東部漁業協同組合釧海共第二号

共同漁業権行使規則

（目的）

第一条 この規則は、釧路市東部漁業協同組合の有する釧海共第二号共同漁業権

（以下「釧海共第二号」という。）の管理および行使に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（漁業を営む権利を有する者の資格）

第二条 釧海共第二号の内容である漁業について、その漁業を営む権利を有する者の資格は次のとおりとする。

（一）この組合の組合員であつて、一年を通じて百二十日以上漁業を営むものであること。

（二）この組合の行なう当該漁業にかかる増殖事業に協力したものであること。

（三）この規則またはこの規則に基づく規約に、二回以上の違反者でないもので

あること。

（四）農林大臣の許可にかかる漁業を営んでいるものでないこと。

（五）主として漁業以外の事業により生計を営んでいるものでないこと。

（六）漁業に関する法令の規定を遵守する精神の著しく欠く者と、この組合の総会で認められたものでないものであること。

前項の漁業を営む権利を有する組合員が死亡した場合、その相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該漁業を営むべき者を定めたときは、その者が組合員となったときは、その者は前項の漁業を営む権利を有する者の資格があるものとみなす。

（漁業の方法等の制限）

第三条 釧海共第二号の行使については、それぞれ各号に定める制限に違反して営んではならない。

一、こんぶ漁業

（一）採りこんぶ

（二）使用漁船

（三）トーン未満の漁船とする。

（四）操業方法

イ、船採り及び手採りとする。

ロ、夜間および雨天の場合は操業で
きない。
ハ、漁期間中は理事の定める信号旗
により操業しなければならない。
信号旗の番号、設置場所、使用
区域は次のとおりとする。

信号旗名	設置場所	使用区域
一号旗	知人	知人漁業実行組合
二号旗	弁天ヶ浜	弁天ヶ浜組合
三号旗	春採	春採、千代の浦組合
四号旗	興津	興津組合
五号旗	益浦	益浦組合
六号旗	桂恋	共和、川西、川東、 伏古丹組合
七号旗	三津浦	三津浦第一、三津浦 第二組合

ニ、理事は、必要に応じ補助信号旗
を設置することができる。

ホ、旗揚人は、理事の指揮を受けそ
の職務を行なう。

ヘ、旗揚人の任期は一年とし、信号
旗使用区域の組合員が互選し、理
事に推薦するものとする。

(三) 漁具

イ、船採りは、かぎまたはねじり棹
とし、一漁家(同一世帯に組合員
が二名以上所属している場合でも
これを一漁家という)当り三本以
内、これに使用する人員は三人以
内とする。

ロ、手採りは、前号に規定する使用
人員の範囲内を含むものとする。

(四) 操業期間

イ、五月一日から十月三十一日まで
の間において、毎年この組合の総
代会で決定する。

ロ、棹前こんぶの採取については、
前各号に制限する範囲内において
総代会で定める。

(五) 従事者

組合員および同一世帯の家族従事
者ならびに雇用者とする。

ただし、雇用者を使用する場合の
一漁家当りのかぎ数(又は手採数)

は、雇用者一人の場合は三本以内、
二人の場合は二本以内とし、雇用者
は二人を超えて使用することができ
ない。

② 汲みこんぶ

(一) 操業期間は周年とする

(一) 出漁時間は午前六時以降とし、終
漁時間は正午までとする。

(二) 雨天および濃霧の場合は出漁でき
ない。

(四) こんぶの繁茂している場所では操
業できない。

二、第六十六回総代会議案

議案第一号 昭和五十七年度棹前昆布漁業の
操業方法について

昭和五十七年度の棹前昆布漁業
の操業方法を次のとおり定めたい。

記

一、操業期間 五月二十日から六月三十日
まで

二、操業時間 操業十二日間
午前五時から午前七時三十
分まで

三、信号旗使用期間 操業二時間三十分
全期間信号旗により操業す
る。

四、ねじり棹の使用制限
ねじり棹は使用できない。

五、操業時間は正確に厳守すること。

六、天候その他特別の理由により、期間等

の変更を要する場合は理事に一任する。

議案第二号 昭和五十七年度成昆布漁業の操

業方法について

昭和五十七年度成昆布漁業の操

業方法を次のとおり定めたい。

記

一、操業期間 七月十日から九月三十日まで

二、操業時間 七月十日から七月三十一日まで

午前五時から午前九時まで

八月一日から八月三十一日

午前五時から午前十時まで

九月一日から九月三十日まで

午前五時三十分から午前十時まで

三、信号旗使用期間

全期間信号旗により操業する。

四、ねじり棹の使用制限

ねじり棹の使用は九月十日

からとする。

五、操業時間は正確に厳守すること。

六、休漁日

(一) 厳島神社祭典日

七月十七日、十八日 二日間

(二) 港まつり

花火大会の翌日 一日間

(三) うら盆

八月十三日、十六日 二日間

七、天候その他特別の理由により、期間等の変更を要する場合は理事に一任する。

前述の共同漁業権行使規則により漁期は五月一日から十月三十一日までと規定、毎年この期間内で、さらに総代会で棹前コンブ、成

コンブについて操業期間などが決定される。

また、当組合が他組合と違っているのは行使規則①の(二)のハで信号旗の場所が、七カ所とな

っている。これは七カ所それぞれに行使権

があります。例えば地先海面が波浪などの状況によつて知人地区が出漁できても、春採地

区は出漁できなかつた場合春採地先は禁漁となり、他地区の漁船は春採地先で操業しては

いけないこととなります。このような操業方式は、他に昆布森漁業協同組合がある。これ

らの二組合以外は、すべて信号旗一本で、組合地先全域で操業できる行使規則になつてい

る。

ナガコンブの生態(生活様式)

ナガコンブの生活様式は図一に示したとおりである。

すなわち、ナガコンブには冬季発芽群、夏季発芽群が存在する。そして、冬季発芽群が順調に生長するとコンブになつてから満十八カ月(二年コンブ)で、また生長がおくれると、満三十カ月(三年コンブ)でそして、夏季発芽群は二十二カ月(三年コンブ)経過して、それぞれが棹前コンブ漁業で漁獲されるコンブに生長する。これらの群はコンブ(無性世代)となつてから初めて成熟した翌年に漁獲対象となるのが特徴である。図一でも明らかのように、コンブ資源の補充は一年コンブであること、これが重要なポイントで、これを保護すればコンブ資源は十分に維持される。

漁具漁法

ナガコンブの生育帯(生活場の水深)は釧路市で低潮線よりマイナス二メートル、これが東へ行くほど漸深する。歯舞付近ではマイナス四メートルである。最も深いのは貝殻島(ソ領)潮待(シオマチ)で七メートルに大群落がある。しかし、この地方では低潮線よ

リマイナス二〜三メートルがナガコンブの主生育帯である。

一方漁具はし字型のカケカギ(コンブ棹)を使用して水深二〜三メートルに着生するナガコンブをそれですくいあげ、舷側柱にかける。数十本柱にかけると、つぎに手で実入の良いものを選んで抜き採る。この時コンブは九十五%以上の高率で茎根部をのこして採取される。

ナガコンブはこのような漁法で採取されたため透明度がいちじるしく低いこの地方の海域では、めくら採り漁法とはいえず、その生育水深と、**図二**に示すナガコンブの葉長を見ても明らかのように、**棹前コンブ**、**成コンブ**の漁期(五〜八月)に一年コンブは採取不可能なきわめて合理的な漁具である。

つぎにガツガラコンブ(アツバコンブ)は八月以降のコンブ漁業の対象種で、その生育帯は低潮線よりマイナス四〜六メートルで、波浪の直接影響の少ない場所に生育する。この漁具はI型で(通称カンザシネジリ)下の部分¹が軸からぬけるようになっており、Iの状態²でガツガラコンブ群落に下げてネジリ、船上で下のカンザシをぬくとコンブは漁具より脱落する仕組みになっている。

このように釧路、根室地方のコンブ漁業は

ナガコンブとガツガラコンブがその対象種でその漁獲比は平均で八対二である。

一年コンブの保護(ナガコンブ)

ここ数年コンブ類の価額が高騰した。これが一年コンブの商品価値が生ずる原因の一つになったと考えている。このため一年コンブを採取する目的の漁具(シバマツカ、通称はシバネジリ)を使用する頻度が高くなってきている。シバネジリはカケカギに比べると重量は四分の一以下で、婦女子でも容易にその使用が可能となった。また、核家族化した漁家には最適の漁具である。

しかし、一年コンブは**図一**に示したようにナガコンブ漁業資源の根幹をなすもので、一年コンブを採取すれば来年の棹前、成コンブ漁業および一年コンブが胞子を放出する前に採取するため二年後のナガコンブ漁業にも大きく影響することになる。つまり三年間のナガコンブ資源に悪影響することが明確である。

さらにシバネジリが、いかにナガコンブ漁業資源維持に悪影響をあたえているかをあげてみる。ナガコンブは**図三**に示すように、冬季発芽群が漁業資源となるのは、前述したように二年と三年コンブである。これはこの

群が一つの株、あるいは別株で着生しており、生長が良いものは二年で、生長がおくれたものが三年で漁獲対象となっている。そしてカケカギを使った漁法では前述のような仕組みで、一人前に育ったものから採取し、生長おくれのものは残される。しかしこの残ったものが再び**図四**の速度で生長して、再度漁獲されるのであり、このことはコンブ資源を最も有効に利用していることを示し、これがナガコンブのカケカギによる漁法である。しかし、これをシバネジリで採取すれば、その漁具効率が高いために、さらに根も含んだすべてのナガコンブを採取することができるため、その使用を禁止することが望ましい。

漁獲したナガコンブの葉長組成

資料は少し古い**図五**〜**十**に示したのは釧路市東部漁協管内の興津産と齒舞漁協管内のヒキウス及びソ領貝殻島産のナガコンブ漁業で漁家が採取したコンブの葉長組成である。また**図十**は昨年の貝殻島産棹前コンブを漁家を指定して採取したものの葉長組成である。



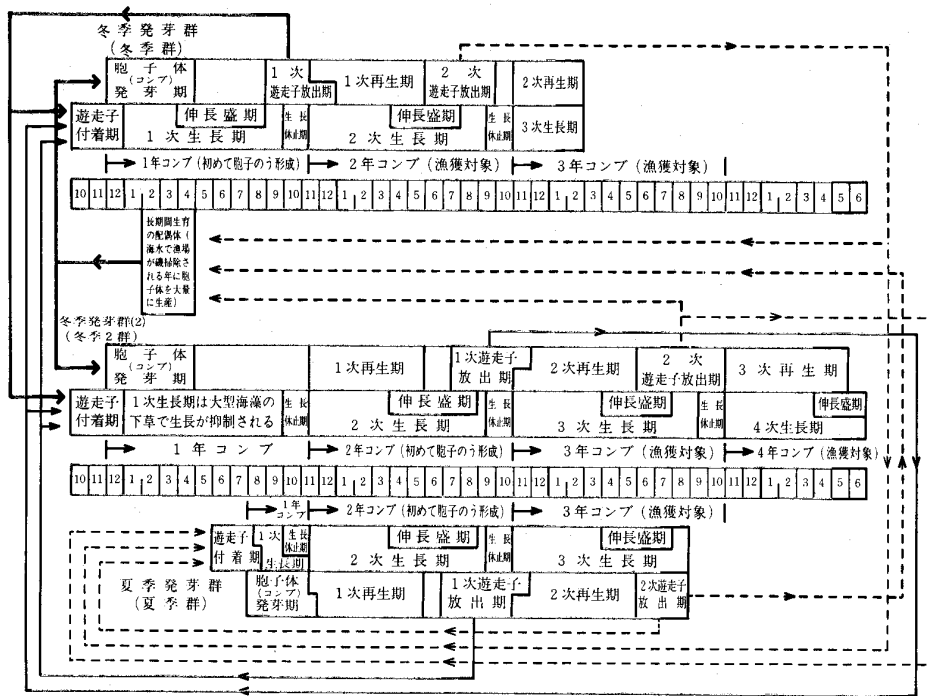


図1 ナガコンブの群別生活様式

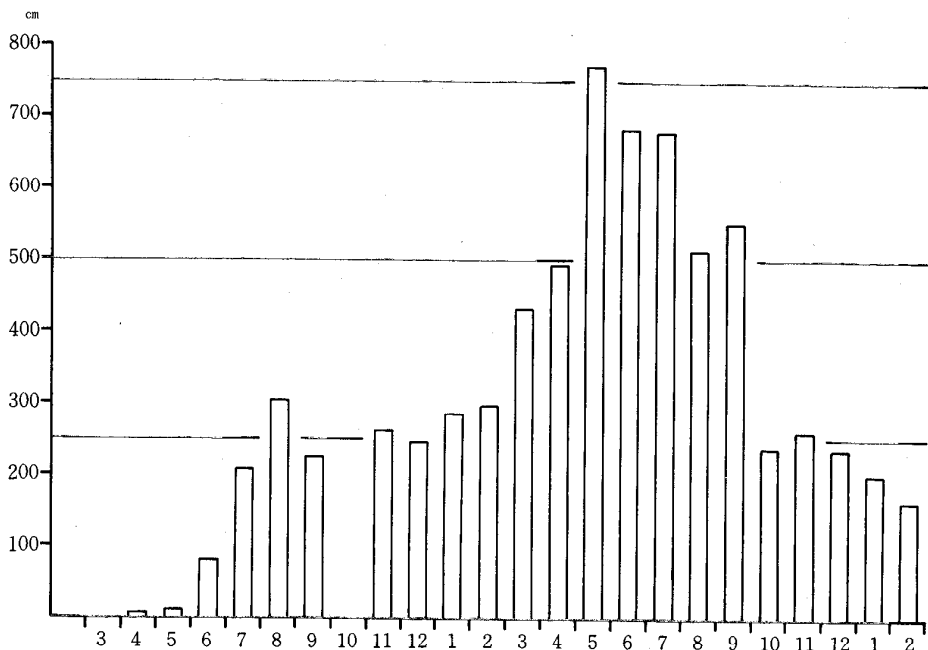


図2 冬季発芽群の葉長(1~3年コンブ、網路市興津、1961~64年)

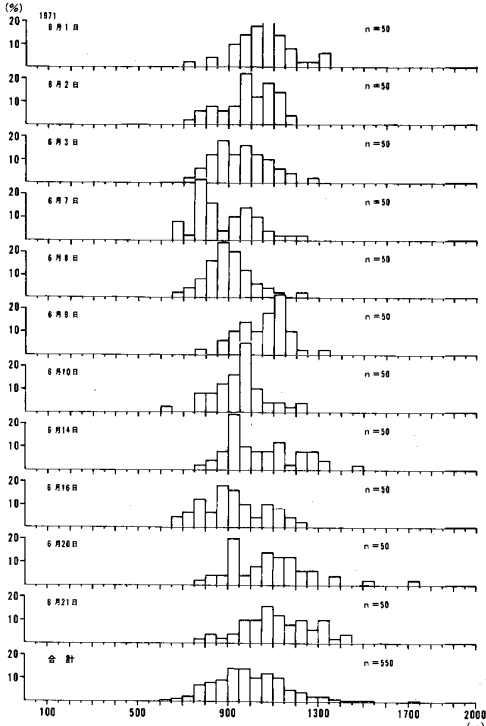


図 5-2 鋼路市産ナガコンプの葉長組成(榊前コンブ漁業)

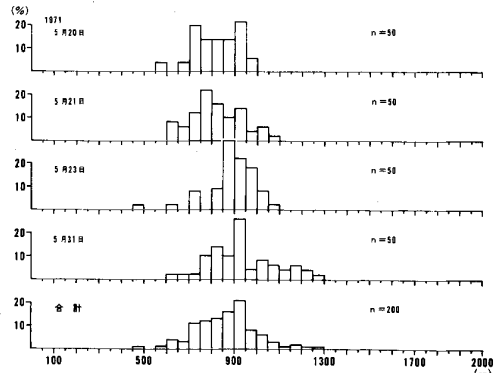


図 5-1 鋼路市産ナガコンプの葉長組成(榊前コンブ漁業)

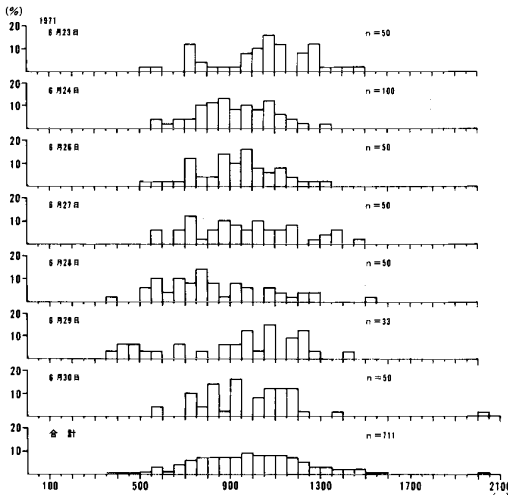


図 6-2 貝殻島産ナガコンプの葉長組成(榊前コンブ漁業)

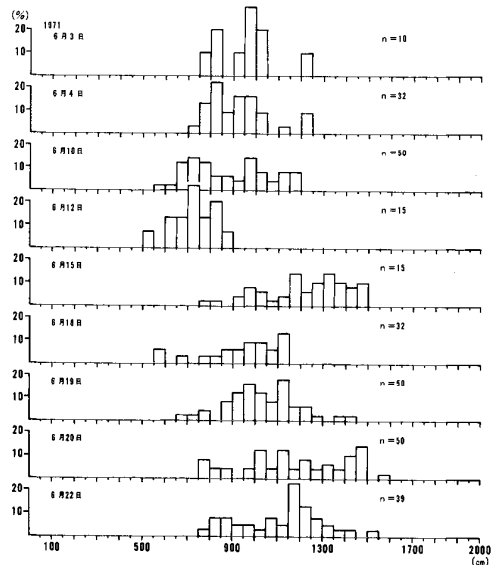


図 6-1 貝殻島産ナガコンプの葉長組成(榊前コンブ漁業)

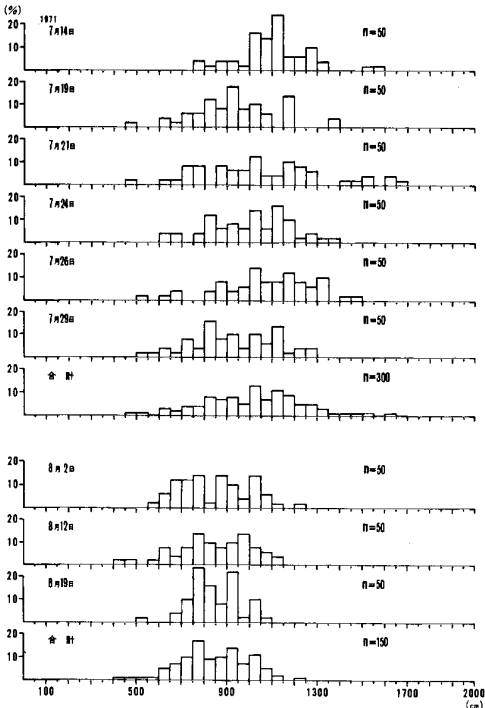


図8 齒舞産ナガコンブの葉長組成(成コンブ漁業)

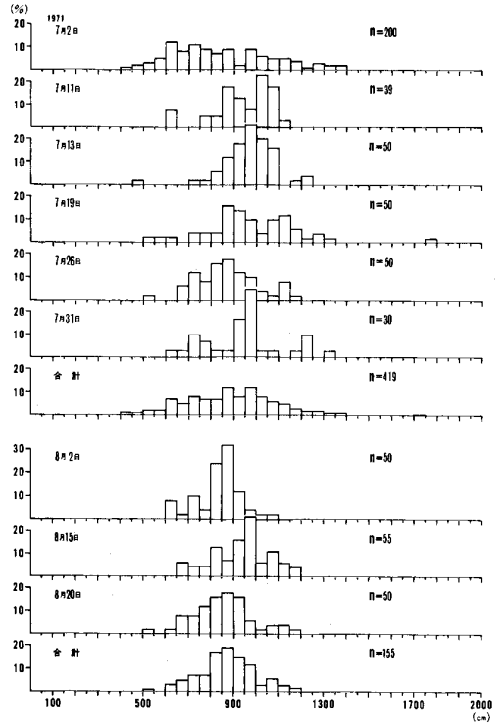


図7 鋼路市産ナガコンブの葉長組成(成コンブ漁業)

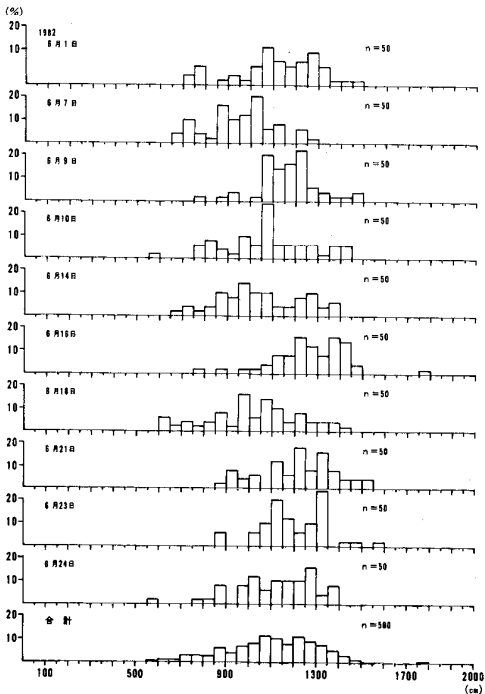


図10 貝殻島産ナガコンブの葉長組成(榊前コンブ漁業)

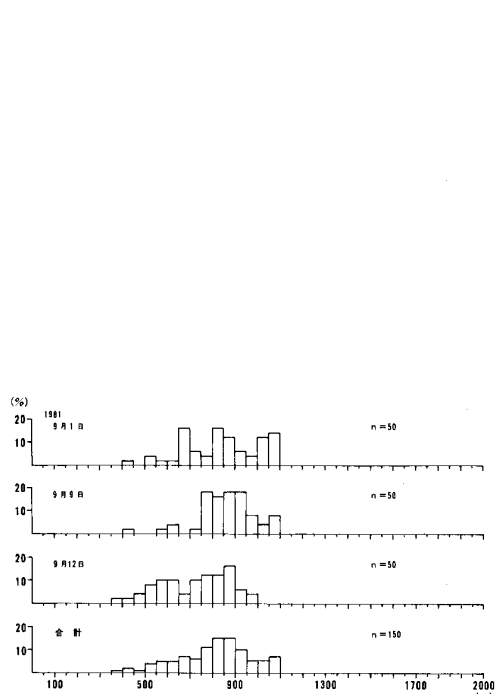


図9 貝殻島産ナガコンブの葉長組成(榊前コンブ漁業)